

障害者相談支援事業等に係る消費税相当額の取扱いについて（議案第 118 号資料）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき実施している下記の事業については、これまで社会福祉法上の事業として非課税の取扱いをしてきたが、令和 5 年 10 月 4 日付けの国からの事務連絡により、当該事業等は社会福祉事業に該当しないため消費税の課税対象であり、民間事業者に委託する場合の委託料については消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが示された。

このことを受け、障害者相談支援事業等の委託先である事業者に対し消費税相当額を支払うため、下記のとおり補正予算案を提出する。なお、各事業者は過去 5 年分については修正申告をすることとしている。

記

1 対象事業及び事業所名等

(1) 障害者相談支援事業

- ① 地域生活支援センタービーと（委託先：社会福祉法人武蔵野）
- ② ライフサポート MEW（委託先：特定非営利活動法人ミュー）
- ③ コット（委託先：株式会社浩仁堂）

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

- ① 高次脳機能障害相談室「ゆいっと」（指定管理者：社会福祉法人武蔵野）

2 補正予算額 23,941 千円（3 款 民生費 1 項 社会福祉費 2 目 障害者福祉費）

(1) 令和元年度～令和 5 年度分

18 節 負担金、補助及び交付金

- ① 地域生活支援事業（障害者相談支援事業分） 17,711 千円
- ② 障害者福祉センター管理運営事業（高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業分）
2,216 千円

(2) 令和 6 年度分

12 節 委託料

- ① 地域生活支援事業（障害者相談支援事業分） 3,594 千円
- ② 障害者福祉センター管理運営事業（高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業分）
420 千円

(資料) 事業者を支払う消費税相当額の内訳

(1) 令和元年度～令和5年度分

①地域生活支援事業 17,711千円

(3事業所計)

単位：円

	当初委託料	左欄のうち課税 対象となった額	事業者を支払う消費税相当額 (延滞税含む)
令和元年度	90,658,000	31,730,300	2,674,424
令和2年度	102,658,000	35,930,300	3,759,030
令和3年度	102,658,000	35,930,300	3,759,030
令和4年度	102,658,000	35,930,300	3,759,030
令和5年度	102,658,000	35,930,300	3,759,030
合 計	501,290,000	175,451,500	17,710,544

②障害者福祉センター管理運営事業 2,216千円

単位：円

	当初委託料	左欄のうち課税 対象となった額	事業者を支払う消費税相当額 (延滞税含む)
令和元年度	90,147,000	4,200,000	372,000
令和2年度	90,236,000	4,200,000	461,000
令和3年度	79,968,000	4,200,000	461,000
令和4年度	81,368,000	4,200,000	461,000
令和5年度	83,771,000	4,200,000	461,000
合 計	425,490,000	21,000,000	2,216,000

(2) 令和6年度分

①地域生活支援事業 3,594千円

単位：円

	当初委託料	左欄のうち課税 対象となった額	事業者を支払う消費税相当額
令和6年度	102,658,000	35,930,300	3,593,030

②障害者福祉センター管理運営事業 420千円

単位：円

	当初委託料	左欄のうち課税 対象となった額	事業者を支払う消費税相当額
令和6年度	87,771,000	4,200,000	420,000

担当課 健康福祉部障害者福祉課